

茨城県報

号外

訓令

茨城県訓令甲第三十六号

庁 中 一 般
衛生部各、い、所
麻薬司法警察手帳規程を次のように定める。

昭和二十八年九月十六日

茨城県知事 友 末 洋 治

麻薬司法警察手帳規程

第一条 麻薬取締員に貸与する。麻薬司法警察手帳（以下「手帳」という。）については、この訓令の定めるところによる。

第二条 手帳の制式は、次のとおりとする。

一 手帳の大きさは、縦百二十ミリメートル、横八十ミリメートルとし、表紙は、黒色皮製とする。

二 表表紙に「麻」の文字を配した略日章「麻薬司法警察」の文字及び手帳番号を金色で表示する。

三 背部に鉛筆差しを設けて、その下端に長さ、四十五センチメートルの黒色の紐をつけ、表紙の内側には名刺入れをつける。

四 用紙の大きさは、縦百十四ミリメートル、横六十五ミリメートルとする。

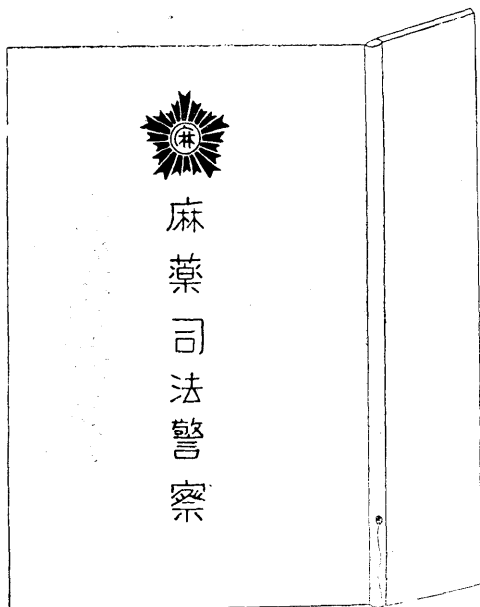
五 用紙は、差換式とし、紙数は五十枚とする。

六 用紙の表扉に脱帽上半身正面の写真をはりつけ、手帳番号、茨城県、氏名及び貸与年月日を記し、茨城県の公印及び茨城県知事の職印を押すものとする。

七 用紙の表扉の裏面に英文で、氏名、茨城県及び血液型を記し、指紋を印象する。

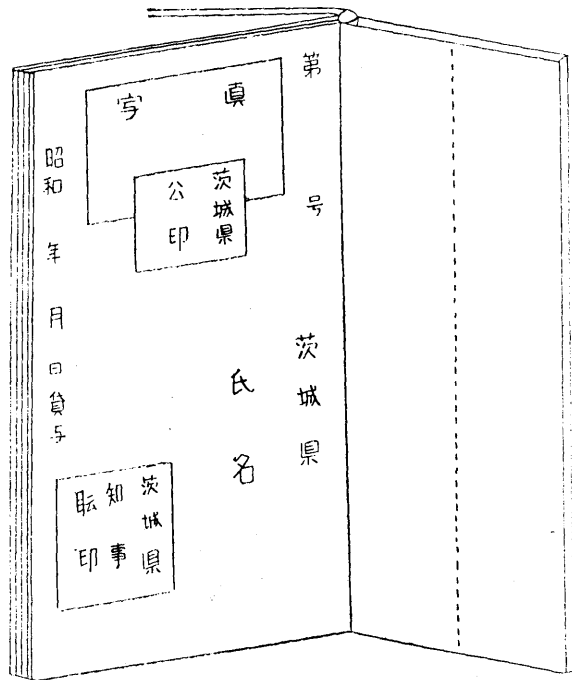
2 手帳の形状は、別記のとおりとする。

（表紙）



- 第三条 麻薬取締員は、職務の執行にあたり、司法警察員としての、職務を行う者であることを示す必要があるときは、手帳の写真、氏名、茨城県及び茨城県印の部を呈示しなければならない。
- 第四条 麻薬取締員は、手帳の取扱を慎重にし、常にこれを携帯しなければならない。
- 第五条 麻薬取締員は、手帳を紛失し、又は、き損したときは、すみやかに知事に届け出なければならない。
- 第六条 手帳は他人に貸与することはできない。
- 附 則
- 1 この訓令は公布の日から施行する。

(用紙の表扉)



(用紙の表扉の裏面)

NARCOTIC AGENT	
NAME	
OFFICE	
型	
指	
紋	

◆茨城県報の有償配付について

茨城県報は購読御希望の向に対し有償配付いたしております。県条例、規則、告示及び県公安委員会、選挙管理委員会、教育委員会、農地委員会、労働委員会、人事委員会等の規則、告示など周知に御便宜のことと存じます。御希望でしたら至急お申し込み下さい。発行の都度お送りすると共に県から納額告知書を差上げますからそれによつて購読料のお払い込みを願います。なお、印刷部数に制限はありますが幾分残本がございますから、さかのぼつてのお申し込みにも応じております。

(文書課)